

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成22年 1月 27日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	A重油焚きボイラーから木質バイオマス専焼ボイラーへの更新
排出削減事業者名	三重中央木材加工協同組合
排出削減共同実施事業者名	株式会社 日本環境取引機構 (その他関連事業者名：株式会社 新柴設備)
事業実施場所	三重中央木材加工協同組合 勢和工場（三重県多気郡多気町色字石神974）
事業の概要	三重中央木材加工協同組合勢和工場で木材乾燥の熱源として利用しているA重油ボイラー3台を、木材製材会社より発生する樹皮を燃料とする木質バイオマスボイラー1台へ更新することにより、CO2排出量を削減するとともに、樹皮の有効利用を図る。
排出削減量の計画	1,413tCO2/年 ただし2010年度は1,178tCO2/年 (事業実施期間合計 4,004tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2010年6月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2009年12月9日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：三重中央木材加工協同組合 勢和工場 (住所：三重県多気郡多気町色字石神974)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 経済的見地から判断して、本事業が魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。また、事業サイト訪問時に既存設備の導入時期を確認している。排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、4.1年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データ、関連資料と突合することにより、その正確性を確認している。</p> <p>3) 現在、排出削減事業者は、木材の乾燥工程の際に、A重油焚き貫流ボイラー3台を熱源とする木材乾燥機を利用している。一方、これまで、木材の製材工程で発生した樹皮は産業廃棄物として処分されており、従来は未利用材であったことを事業者へのインタビュー等で確認した。そこで、事業者は樹皮を燃料とする木質バイオマスボイラーへの更新を計画し、A重油の使用削減によるCO₂ 排出量削減、及び産業廃棄物の削減を目指した。</p> <p>そのような中、全国中小企業団体中央会からの提案を受け、農林水産省の補助金と国内クレジット制度を活用することにより、更新後ボイラーを木質バイオマスボイラーに更新する事業を実施するに至り、国内クレジット制度の共同実施者を募った。国内クレジット制度活用をすることで投資回収年数の短縮を図れることが、この計画立ち上げの理由と判断する。</p> <p>4) 樹皮の発生源である製材の原木は、三重県、岐阜県等、国内から供給されており、更新後においても同様であることを確認した。</p> <p>5) 本排出削減事業により生じるバウンダリ外での温室効果ガスとして、樹皮の輸送による排出が考えられ、この排出量を算定した結果、本排出削減事業の排出削減量の5%に満たないことを、排出削</p>

	減事業者及び燃料供給事業者への質問や、関連証憑等により確認している。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。また、現在、事業者は業界団体に所属していないことを事業者へのインタビューで確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>適用条件 1：更新後のボイラーは、木質バイオマスボイラーであり、2010 年 6 月に導入予定であることを関連資料、事業者へのインタビューにて確認した。よって、本事業は化石燃料ボイラーからバイオマスボイラーへの更新であるため、この条件は適用されないことを確認した。</p> <p>適用条件 2：既存ボイラーの設置時期、法定耐用年数及びボイラーメーカーによる設備検査の実績から、既存ボイラーは継続して利用できる状態であることを確認した。</p> <p>適用条件 3：現場視察及び蒸気配管図面にて自家消費のみに使用していることを確認している。</p>

4. 特記事項

特になし

以上